

社会福祉法人長崎慈光園
役員報酬等の基準に関する規則

社会福祉法人 長崎慈光園

社会福祉法人長崎慈光園役員報酬等の基準に関する規則

目次

- 第1条（目的及び意義）
- 第2条（定義等）
- 第3条（報酬の支給）
- 第4条（報酬額等の基準）
- 第5条（報酬等の額の決定）
- 第6条（報酬等の支給方法）
- 第7条（交通費）
- 第8条（費用）
- 第9条（公表）
- 第10条（改廃）
- 附則

（目的及び意義）

第1条 この規則は、社会福祉法人長崎慈光園（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第45条の3第1項の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない
なお、報酬等は、この法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、この法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする

（報酬の支給）

第3条 法人は、常勤役員（理事長をいう。（以下同じ。））及び非常勤役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬の決定については、評議員会の決議によって定められた別表第1の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

- (1) 常勤役員の報酬（以下「報酬月額」という。）は、毎月1日から月末の分を翌月の21日（当該日がある月の土日祝日の場合はその前日）に支給する。ただし、就任又は退任の日がある月の初日以外の場合は、日割り計算により支給する
- 3 評議員及び非常勤役員等に対しては理事会出席等、評議員に対しては評議員会出席等、必要の都度、別表第2の定額を支払うことができる。
ただし、法人の職員を兼ねる役員については、この項を適用しない。
- 4 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
 - (1) 役員賞与は、6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）に在職する役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する
 - (2) 基準日以前6か月以内の期間の在職月数が6か月に満たない場合は、別表第1で計算した支給額に6分の在職月数を乗じて得た金額とする
- 5 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

（報酬額等の基準）

- 第4条 法人の常勤役員の報酬額の基準は別表第1のとおりとする。
- 2 非常勤及び評議員の報酬額の基準は、別表第2のとおりとする。
 - 3 常勤役員の退職手当基準は、別表第3のとおりとする。
 - 4 退職手当は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

（報酬等の額の決定）

- 第5条 前条第1項から第3項の法人の評議員及び役員報酬額（賞与を含む）及び退職手当額は、理事会において、別表第1から第3に定める額の範囲内で決定する。

（報酬等の支給方法）

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった保険料、積立金等を控除して支給する。

（交通費）

- 第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、交通費を支給する。
- 2 役員等の交通費は、公共交通機関を利用したものとして、当該費用を支給する。

（費用）

- 第8条 法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 評議員及び役員等が法人の業務により出張する場合は、社会福祉法人長崎慈光園旅費に関する

る規程に準じるものとする。この場合において、日当及び旅費については、事務局長・園長の例によるものとする。

(公表)

第9条 法人は、この規則を持って、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の同意を経て、評議員会の決議をもって行う。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員報酬基準（常勤役員）

常勤役員 の報酬 総額（理事長）	年当り報酬総額	9,360千円以内とする。
	月当り報酬額	600千円以内とする。
	役員賞与	6月30日支給額 報酬月額の160/100 以内とする。 12月10日支給額 報酬月額 の200/100 以内とする。
備考	年当り報酬総額に役員賞与を含む。	
	報酬月額の適用は、規則第3号常勤役員報酬月額表により行う。	

別表第2 非常勤役員・評議員の報酬基準

評議員会出席等	必要の都度、報酬として一人一日につき一律10千円以内とする。
理事会出席等	必要の都度、報酬として一人一日につき一律10千円以内とする。 (下欄の監事監査を除く。)
監事監査	監査一日につき、一人一日につき一律15千円以内とする。

別表第3 常勤役員退職手当の基準

退職手当額	計算基礎額×在任期間に相当する支給乗率。
計算基礎額	辞職時の報酬月額とする。 ただし、報酬月額が360千円を超える場合は、360千円とする。
支給乗率	支給乗率は、社会福祉施設職員等退職手当共済法の定める支給乗率を基本とする。